

事業用資金のご相談はお早めに！

マル経融資制度

—小規模事業者経営改善資金融資制度—

【マル経融資制度の特徴】

融資限度額 **2,000万円** 融資利息 **1.13%**

無担保

無保証人

低金利

手数料不要

マル経融資は、事業用資金を必要とする小規模事業者を対象に、商工会議所が推薦し日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

融資対象	①常時使用する従業員数が、5人以下の商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く) 20名以下の製造業・建設業・その他 ②津山商工会議所管轄区域内で1年以上事業を営んでおり、所得の申告をしていること ③原則として6カ月以前から商工会議所の経営支援を受けており、経理内容が明らかであること ④所得税・法人税・事業税・県市民税(均等割を含む)等、納期限の到来している税金を完納していること ⑤商工業者であり、日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと
融資内容	①融資限度額 2,000万円以内(1,500万円以上の場合、事業計画書が必要) ②融資利息 年利1.13%(令和4年10月3日現在) ※利率は金融情勢により変わることがあります。 ③返済期間 ●運転資金 7年以内 ●設備資金 10年以内 ④据置期間 ●運転資金 1年以内 ●設備資金 2年以内

■お申し込み時にご用意いただくもの	■利用例
(1) 決算書控・申告書控(いずれも2期分)、営業確認書類	運転資金 ・商品の仕入 (在庫の補充、新製品購入等) ・資金繰り (買掛金決済、手形決済、賞与支払、その他経費の支払等) 設備資金 ・店舗・工場等建築 (老朽化した店舗・工場等の増改築) ・機械、車両、什器等の購入
(2) 最近時の試算表(決算後6ヶ月を経過している場合)	
(3) 納税額を証明できる書類(所得・法人税、事業税、県市民税)※領収印のある納付書、振替口座のコピーなど	
(4) 法人登記簿謄本履歴事項全部証明書(初回申込の場合)	
(5) 法人または代表者及び個人事業主の方が不動産を所有している場合は、土地・建物の全部証明書(初回申込の場合)	
(6) 見積書、建物設計図(設備資金の場合)	
(7) 借入推薦依頼書(当所備付)	
※その他必要に応じ、上記以外の書類の提示をお願いすることがあります	

お申込み・お問合わせ **津山商工会議所 津山中小企業相談所**

〒708-8516 津山市山下30-9

TEL 0868-22-3141 FAX 0868-23-5356